

2021年7月2日

JICAガイドライン改定に
関するセミナー

非自発的住民移転に おける人権配慮

メコン・ウォッチ 木口 由香

環境社会配慮とは



- 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。（現行ガイドライン）

本日は、事例を通してガイドラインがどのように影響するか概説

非自発的住民移転とは



- 大規模なインフラ開発等において、生じる住民移転

* 「非自発的」とは、情報を提供した上での移転住民の同意または選択権なしに行われうる措置を意味する(世界銀行業務マニュアル OP4.1 2001年)

ガイドライン別紙 1



対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

非自発的住民移転

- 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
- 貧困化しない配慮、苦情処理メカニズム構築等が定められている

事例：ミャンマー ティラワ経済特別区 JICAの海外投融資案件

- 日本政府が推進する「パッケージ型インフラ事業」の一つ。製造業用地域、商業用地域等を総合的に開発する事業
- 2014年：ティラワ経済特別区(SEZ)の開発を担うために設立された「ミャンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社」(MJTD)への海外投融資の実施（2017年に第2回海外投融資実施）
- 2012年12月、住民約900世帯の立ち退きが決定

ティラワ SEZ 開発事業 被影響世帯



タンリン 1,079 ha
616世帯
農地 = 505 ha

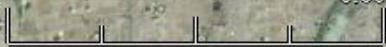
計 2792 ha
921世帯
(1,033家族)
3,898人
農地 = 1,440 ha

ヤンゴン管区政府
移転地なし
補償措置なし
↑
不法占拠者と認識

チャウタン 1,713 ha
305世帯
農地 = 935 ha

Image © 2013 DigitalGlobe

5.00 km



Google earth

ミャンマー政府が「違法」とみなす ティラワ住民の居住・土地利用の状況とは

- 1990年代の軍事政権下での開発事業で、不十分だが補償の支払いを受け（受け取っていない人がいたか等不明）、1996～97年に強制的に移転
- しかし、開発が頓挫、一部住民は元の土地に戻る。政府命令で農業が推奨され1997年～2013年の立ち退き指示まで住民は農業をし、税金を支払ってきた

ミャンマー政府は住民を不法占拠者と認識
住民は納税により居住の正当性があると理解
国際水準では非正規居住の住民も配慮の対象

環境社会配慮ガイドライン

カテゴリAプロジェクトの場合

- 相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には**住民移転計画**が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には**先住民族計画**が提出されなければならない。
- JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をウェブサイト に掲載するとともに、1)**環境アセスメント報告書**と環境許認可証明書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には**住民移転計画**、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。**環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120 日以前に公開する。**相手国等の了解を前提に主 要な文書の翻訳版を公開する。

予定地における立ち退き

- 2013年1月31日付 立ち退き通告
「ティラワSEZ開発予定地から14日以内の立ち退き
立ち退かない場合には30日間拘禁する」



JICA・外務省の対応

- 住民とNGOの抗議を受け(?), ミャンマー政府を説得
- 強制移転は回避される
- ミャンマー政府の住民移転計画策定を技術協力で支援

住民移転後は少なくとも同じ 生活水準を保つはずが . . .



住民に提供された井戸水（移転直後）

移転前（左） 移転後（右）



事業初期の移転住民の経験

「若者は、ブルドーザーやトラック、乗用車の運転訓練を受けて、運転手としての仕事を得られると政府は言った。しかし、現在、政府は、この地域でそうした運転手として働くには、10～15年の経験が必要だと言っている。」

「来月から新学期が始まります。自分の子どもたちの教育のことが心配です。どうやって、いつ（必要経費を）払えるのか想像が付きません。元の場所では月2,000チャットで学校への送迎がありました。現在、移転地では送迎はありません。（近隣の）学校も定員一杯とのこと。私の子どもたちが、この学校に通えるのか否か、まだ様子見の状態です。」

子どもたちへの影響：

- ・住居内が大変な暑さ。少なくとも10人の子どもがインフルエンザやデング熱に罹患
- ・水が飲料・利用にも不適。飲料水を購入しなくてはならない。下痢も発生

JICAの支援事業で

- ・住民は生業を喪失
- ・職業訓練研修では就職できない現実に直面
- ・子どもたちが病気になったり、学校に一時的に通えなくなった

住民からの異議申立 初の調査まで進んだ案件に

現行ガイドライン

2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

- JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要項により、事業担当部局から独立した組織により**本ガイドラインの不遵守に関する異議申立**への対応を行う。

今回の議論で獲得した点



改定ガイドラインには、以下が盛り込まれる
予定

- 住民への補償基準は公開され、一貫して適用される
- 原則として、合意される補償内容は文書で対象者に説明され、いつでも本人がその内容を確認できるものとする

別紙1：

対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 先住民族への配慮

1. プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補填するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられなければならない。

2. プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約(先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む)の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、**十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意**が得られるよう努めなければならない。(以下略)

FPIC: 自由意思による、事前
の、十分な情報に基づく合意



「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意」



「自由な事前の合意が得られるよう」

- 世界銀行の政策上、Consultation が Consent に変更された影響

(JICAの中でFPICの理解が深まっているのかは疑問。市民社会からの声を！)

改定で残った課題

- 海外投融資案件の「環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120日以前に公開する」という規定が60日に短縮されてしまった> 問題のある案件では、検討時間が短いと、問題がさらに大きくなる懸念
- ティラワのようなケースでも、社会面でのモニタリング文書は非公開（第3者による文書での状況確認が困難なまま）